

長与町議会住民懇談会実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、長与町議会基本条例（平成25年条例第30号）第7条第2項の規定に基づき、実施する住民懇談会（以下「懇談会」という。）について必要な事項を定めるものとする。

(開催手続き)

第2条 懇談会は、長与町民、その他、長与町に関する活動等を行う団体で、概ね10人以上のグループ（以下「団体等」という。）から議長に開催の申込みがあった場合において、議会広報広聴常任委員会で協議し全員協議会に諮り開催の可否及び内容等を決定する。

2 政治団体、宗教団体及び公益以外の営利目的の団体、公序良俗に反する団体等は、懇談会の対象としないこととする。

3 懇談会の開催を希望する団体等は、長与町議会住民懇談会申込書（第1号様式）を議長に提出するものとする。

4 懇談会の日程及び会場については、議長が団体等の代表者に通知するものとする。

(議会からの開催要請)

第2条の2 懇談会を、議会から団体等に申し入れする必要があるとき、あらかじめ議長に開催要請をしなければならない。

2 議員は、その提案理由、資料等を添え、議員2人以上連署し議長に開催を要請するものとする。

3 各常任委員会及び議会運営委員会は、必要があると認めるときは、議長に開催を要請するものとする。

4 議長は提出者となることができる。

5 決定の方法は、第2条第1項を準用する。

(懇談内容)

第3条 懇談会は、テーマを決めて行うものとし、次の各号のいずれかに該当するものとする。

(1) まちづくりに関すること

(2) 長与町政に関すること

(3) 長与町議会に関すること

(町民等への周知)

第4条 町民への周知をはかるため、「長与町議会だより」、「長与町議会 facebook ページ」等で広報する。

(記録)

第5条 懇談会の記録は、記録者において要点を整理して報告書を作成する。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は議長が別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成26年3月10日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年9月30日から施行し、平成27年4月30日から適用する。

附 則

この要綱は、平成28年5月2日から施行する。